

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第85号

強引に契約させる訪問販売に注意！

訪問販売では、断り切れずに必要のないものを購入してしまったり、強引に契約させられたりしてトラブルになる場合があります。特に昼間自宅にいることの多い方は、注意が必要です。

【県内事例①】

「20 kg で1万3千円、量り売りもできる」と言って、業者がりんごを売りに来た。5個くらいほしいと伝えると、勝手に10 kg を袋に入れて7千円と言って渡されたので、断り切れず購入してしまった。家族から返品したらどうかと言われたが、領収書を受け取っておらず業者名も分からない。
(60代女性)

【県内事例②】

80代の母のところへ置き薬の業者が訪問し、母は必要ないと断ったのに強く勧められ契約させられた。契約書を置いて行ったが、書面の記入は業者がして、母は印鑑だけ押したようだ。必要ないものなので解約したい。
(60代男性)

アドバイス

1. 玄関のドアを開けたり、業者を家に上げたりすると、断りづらくなります。必要がない場合は、インターフォンやドア越しに断りましょう。
2. 訪問販売はクーリング・オフが適用されますが、業者の名前や住所が分からなければ、解約は困難です。契約するときは必ず契約書などの書面を求めましょう。
3. 認知症の高齢者が被害に遭ったという相談も寄せられています。被害を防止するために、成年後見制度の利用も検討しましょう。
4. トラブルに遭ったときは、消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999